都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1．就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8)(7)のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
28	28	22	15	8	7	13	23	27	0	0	2	2	1	2	25	0	0	0	16	7	9	0	0	0	0	3	3	5	0	6	15	1	6	6
岡山県	岡山市	○	○		○		○	○					○							○								○		○	○	○		
岡山県	倉敷市	○	○			○	○	○							○				○												○		○	制度の案内文に外国語版が表示できるQRコードを記載
岡山県	津山市	○	○			○	○	○							○						○													
岡山県	玉野市	○	○		○	○	○	○							○						○									○	○			
岡山県	笠岡市	○	○	○				○							○						○										○			
岡山県	井原市	○			○	○	○	○							○				○												○			
岡山県	総社市	○		○			○	○							○					○						○	LINE・LoGoフォーム			○	○		○	外国語や分かりやすい日本語版のお知らせを作成する。 ユニバーサルデザインであるUDフォントを使用。
岡山県	高梁市	○		○			○	○							○				○											○	○			
岡山県	新見市	○	○				○	○							○				○														○	市報への掲載を行っている。
岡山県	備前市	○	○		○	○	○	○							○				○	○										○	○			
岡山県	瀬戸内市	○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封			○					○						○	希望者が公民館（申請受付窓口）に提出				○			
岡山県	赤磐市	○	○				○	○							○						○										○			
岡山県	真庭市	○	○				○	○							○				○														○	お知らせ配付以外に、告知放送での呼びかけや、各学校・各振興局へポスターを掲示し、制度周知を図っている。
岡山県	美作市	○			○	○	○	○							○				○															
岡山県	浅口市	○	○	○			○	○							○						○													
岡山県	和気町	○	○				○	○							○				○	○										○	○			
岡山県	早島町	○				○	○	○							○						○										○			
岡山県	里庄町	○					○	○							○				○									○						
岡山県	矢掛町	○				○	○	○							○				○															
岡山県	新庄村										○	特段の周知はしていない。小・中学校の管理職、事務職員は制度について理解している。人口が1000人に満たない小規模な自治体であるため、住民と学校、教育委員会との関係性は密であり、対象者がいる場合はきめ細やかな配慮を心掛けている。			○											○	認定を受けようとする者は、就学援助費支給申請書兼世帯票を、当該学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。						○	特段の周知の工夫はないが、問い合わせがあった際には丁寧な回答を心掛けている。
岡山県	鏡野町		○		○	○		○							○				○		○										○			
岡山県	勝央町	○		○		○	○	○							○					○								○						
岡山県	奈義町		○	○	○	○	○	○						○					○	○	○							○						
岡山県	西粟倉村						○	○							○				○															
岡山県	久米南町					○		○							○				○														○	保健福祉課や住民窓口担当課と連絡を取り合うなどして、各家庭の状況を共有している。
岡山県	美咲町	○		○		○	○	○							○				○									○						
岡山県	吉備中央町						○	○						○					○												○			
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○	○	○				○							○						○										○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
28	28	23	2	1	0	2	0	0	23	0	0	2	0	0	0	0	1	3	8	10	1	10	10	5	6	5	9	2	0	1	4	4	0	1	0	1	0	0	0
岡山県	岡山市	○							○											○		○	○		○														
岡山県	倉敷市	○							○											○		○	○				○	○											
岡山県	津山市	○							○										○			○	○								○	就学時健康診断の通知に案内を同封して郵送							
岡山県	玉野市	○							○									○							○		○												
岡山県	笠岡市	○							○										○				○	○															
岡山県	井原市	○							○										○			○			○														
岡山県	総社市	○							○											○				○															
岡山県	高梁市	○							○											○				○		○													
岡山県	新見市	○							○								○													○									
岡山県	備前市	○							○											○		○	○		○	○													
岡山県	瀬戸内市	○							○											○		○	○				○	○			○	就学時健康診断の案内に就学援助制度の書類を同封							
岡山県	赤磐市	○							○									○				○	○		○	○													
岡山県	真庭市	○							○										○			○	○				○												
岡山県	美作市	○							○												○				○		○												
岡山県	浅口市	○							○										○					○															
岡山県	和気町	○							○										○			○	○				○												
岡山県	早島町	○							○									○									○												
岡山県	里庄町	○							○											○											○	就学児健康診断の結果とあわせて送付							
岡山県	矢掛町	○							○										○												○	就学時健康診断の結果を通知する際に、案内と申請書を全員に配布している。							
岡山県	新庄村					○																																	
岡山県	鏡野町	○							○										○			○	○				○												
岡山県	勝央町	○							○											○				○		○													
岡山県	奈義町		○									○																											
岡山県	西粟倉村		○									○																											
岡山県	久米南町	○							○											○							○												
岡山県	美咲町	○							○											○						○													
岡山県	吉備中央町			○																														○		○			
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合					○																																	

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について							＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜中学校＞（2）（1）のカの内容	ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
28	28	24	2	1	0	1	0	0	24	0	0	2	0	0	0	0	1	3	8	11	1	1	0	1	0	0	0
岡山県	岡山市	○							○											○							
岡山県	倉敷市	○							○											○							
岡山県	津山市	○							○											○							
岡山県	玉野市	○							○									○									
岡山県	笠岡市	○							○										○								
岡山県	井原市	○							○										○								
岡山県	総社市	○							○											○							
岡山県	高梁市	○							○											○							
岡山県	新見市	○							○								○										
岡山県	備前市	○							○											○							
岡山県	瀬戸内市	○							○											○							
岡山県	赤磐市	○							○									○									
岡山県	真庭市	○							○										○								
岡山県	美作市	○							○												○						
岡山県	浅口市	○							○										○								
岡山県	和気町	○							○										○								
岡山県	早島町	○							○									○									
岡山県	里庄町	○							○											○							
岡山県	矢掛町	○							○										○								
岡山県	新庄村					○																					
岡山県	鏡野町	○							○										○								
岡山県	勝央町	○							○											○							
岡山県	奈義町		○									○															
岡山県	西粟倉村		○									○															
岡山県	久米南町	○							○											○							
岡山県	美咲町	○							○											○							
岡山県	吉備中央町			○																		○		○			
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○							○										○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1） 令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）でツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																						倍	倍			
28	28	24	24	23	22	22	27	4	4	10	11	3	4	5	14	7	6	8	0	4	9	20	0	9	0	28
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				○	1.3		失業等により世帯の収入が激減した場合、本年の給与と直近の賞与を1年分の収入として換算し、認定基準額を下回っていれば、認定としている。		20%未満
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○		1.3				15%未満
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○				○				○		○			○		1.5				15%未満
岡山県	玉野市						○										○					1.3				20%未満
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○											○				1.5				20%未満
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○											○				1.3				15%未満
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	○			市就学援助規則で規定する需要額を用いて判定している。		15%未満
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○									○						1.3				20%未満
岡山県	新見市															○						1.5				15%未満
岡山県	備前市						○									○						1.25				15%未満
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1.3		特別な事由があり、教育委員会が認める場合		15%未満
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				○	1.3		民生委員・児童委員が準要保護の認定が必要と認める者		20%未満
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○										○	○			○	1.5		保護者の失業や病気など特別の事情を考慮している		15%未満
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○								○						○			特別支援教育就学奨励費の需要額・収入額調書を利用		20%未満
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3				15%未満
岡山県	和気町						○											○				1.3				15%未満
岡山県	早島町	○	○	○	○		○			○					○			○				1.2				15%未満
岡山県	里庄町	○	○				○											○				1.5				15%未満
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○														○			その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情があること（民生委員の所見等により、援助が必要と認められるもの）		15%未満
岡山県	新庄村	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○												0%未満
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○				○				○											15%未満
岡山県	勝央町	○	○	○	○	○	○											○		○	○	1.3		遺族年金の受給や失業など特別な理由		10%未満
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○											10%未満
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○								○						○			ア～カ、セには該当しないが、経済的な理由によって児童・生徒の就学が困難な者。		20%未満
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○									○						1.3				25%未満
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○								○		○					1.3				20%未満
岡山県	吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○	○	○	○	○	○											○				1.5				20%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	26	0	0	9	9	9	15	15	2	6	26	0	0	8	8	8	18	18	0	0
岡山県	岡山市	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	倉敷市	○			○	11630	14941					○						○	57060		
岡山県	津山市	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	玉野市	○			○	11630	12973					○						○	54060		
岡山県	笠岡市	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	井原市	○			○	11630	10524					○						○	57060		
岡山県	総社市	○			○	11630	10768					○			○	63000	63000				
岡山県	高梁市	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	新見市	○								○	・学用品費と通学用品費について、「学用品費及び通学用品費」として支給している。支給額は1年生は11，420円、2～6年生は13，650円である。	○						○	50600		
岡山県	備前市	○						○	11420		全学年	○						○	40600		
岡山県	瀬戸内市	○						○	※		（5）補足事項に記載	○						○	57060		
岡山県	赤磐市	○			○	15500	14831					○			○	57060	54060				
岡山県	真庭市	○			○	11630	10989					○			○	54060	54060				
岡山県	美作市	○						○	13230※ 15500		※1年以外	○						○	57060		
岡山県	浅口市	○						○	11630			○						○	54060		
岡山県	和気町	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	早島町	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	里庄町	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	矢掛町	○			○	11630	11165					○			○	57060	21624				
岡山県	新庄村	○								○	教材費全額補助										
岡山県	鏡野町	○						○	※		1年生：11,630円 他：13,900円	○						○	57060		
岡山県	勝央町	○			○	11640	11204					○			○	51110	30133				
岡山県	奈義町											○			○	57060	57060				
岡山県	西粟倉村	○						○	15220			○						○	40600		
岡山県	久米南町	○						○	11630			○						○	57060		
岡山県	美咲町	○						○	11630			○			○	51060	51060				
岡山県	吉備中央町	○			○	11630	11630					○			○	54060	54060				
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合																				

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	11	10	10	0	0	0	1	1	0	7	26	7	7	17	17	17	2	2	0	2
岡山県	岡山市	○	○	23374								○			○	23800	23405				
岡山県	倉敷市	○	○	0							実績なし	○			○	34035	31746				
岡山県	津山市	○	○	0							支給実績無し	○	○	23871							
岡山県	玉野市	○	○	716								○			○	35000	25965				
岡山県	笠岡市											○			○	36000	30625				
岡山県	井原市	○	○	0							実績なし（必要と認めた場合）	○	○	35007							
岡山県	総社市	○	○	23018								○			○	75000	31214				上限の金額について，H28年度支払い額の最高値を基に設定
岡山県	高梁市	○	○	0							令和5年度実績なし	○			○	22690	22690				
岡山県	新見市											○			○	21190	21190				
岡山県	備前市	○	○	0							実績なし	○						○	21490		
岡山県	瀬戸内市	○	○	0							（5）補足事項に記載	○			○	22690	22690				
岡山県	赤磐市											○	○	26220							国外時のみ：上限適用
岡山県	真庭市	○	○	0							実績なし	○			○	22690	22690				
岡山県	美作市											○						○	22690		
岡山県	浅口市											○			○	30000	30000				
岡山県	和気町	○						○	40020			○	○	32918							
岡山県	早島町											○	○	38556							
岡山県	里庄町											○			○	22690	22690				
岡山県	矢掛町											○			○	22690	22690				
岡山県	新庄村																				
岡山県	鏡野町											○	○	24866							
岡山県	勝央町											○	○	19694							
岡山県	奈義町											○			○	22690	17273				
岡山県	西粟倉村											○			○	22000	3340				
岡山県	久米南町											○			○	22690	22690				
岡山県	美咲町											○			○	22690	22690				
岡山県	吉備中央町											○			○	38757	23346				
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合																				

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
28	28	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	9	0	0	6	6	6	3	3	0	1	12
岡山県	岡山市																					
岡山県	倉敷市																					学用品費には、通学用品費（小1除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含めているため、支給平均額は学用品費の欄へそれらを含めた平均額を記入している。
岡山県	津山市																					
岡山県	玉野市																					
岡山県	笠岡市																					通学用品費は第1学年を除く。 医療費は実績なし。
岡山県	井原市																					
岡山県	総社市											○			○	14000	10068				R5年度は，7月から適用開始したため，年間上限は10,500円	
岡山県	高梁市											○			○	14000	9671					
岡山県	新見市																					・学校給食費については、原則別事業で100%相当を支給。一部事業対象外の者には、保護者実費の85%を支給している。 ・医療費については、学校保健法施行令第7条に規定する疾病の治療に要する経費（医療保険の自己負担分）を支給している。 該当する病名【トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）】
岡山県	備前市																					学用品費と通学用品費で一定額にしています。また、1年生と2年生以上で金額が変わります。通学費は全額です。学校給食は、単価×実施回数の実費額です。
岡山県	瀬戸内市																					「学用品費」については、月ごとの一定額の支給で、1年生と2年生以降で額が異なる。 支給額の多い2年生以降を入力している。（学用品費に通学用品費を足し上げた金額） 「通学費」「医療費」については実績なし。（遠距離通学補助金、こども医療費助成制度により支援があるため）
岡山県	赤磐市	○			○	11000	9266															医療費は申請なし
岡山県	真庭市											○			○	14000	13228					
岡山県	美作市																					1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）について、学用品・通学用品・校外活動費（宿泊を伴わないもの）をまとめて支給している。
岡山県	浅口市																					支給平均額は令和6年度予算に計上した単価
岡山県	和気町											○						○	14000			通学費医療費について、設定はしていますが実績はありません。和気町では乳児医療を優先している為、実績はありません。
岡山県	早島町											○						○	14000			
岡山県	里庄町																					
岡山県	矢掛町											○			○	14000	13442					
岡山県	新庄村																					
岡山県	鏡野町																					検討していない。
岡山県	勝央町											○						○	14400			修学旅行費について、集計、計算は学校ごとで行う。各校それぞれの支出額の合計を、各校の生徒数で除した1人あたりの負担額を補助する。
岡山県	奈義町											○			○	24000	24000					
岡山県	西粟倉村																					
岡山県	久米南町																					
岡山県	美咲町																					
岡山県	吉備中央町											○			○	14000	14000					学校給食費：令和2年度途中より公立学校において無償化になる
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合																					

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について									
		5. 令和6年度準要保護就学援助額									
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）									
		(1)費目毎の援助額									
		学用品費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	27	0	0	9	9	9	16	16	2	6
岡山県	岡山市	○						○	22730		
岡山県	倉敷市	○			○	22730	26341				
岡山県	津山市	○						○	22730		
岡山県	玉野市	○			○	22730	22938				
岡山県	笠岡市	○						○	22730		
岡山県	井原市	○			○	22730	21870				
岡山県	総社市	○			○	22730	21886				
岡山県	高梁市	○						○	22730		
岡山県	新見市	○								○	・学用品費と通学用品費について、「学用品費及び通学用品費」として支給している。支給額は1年生は22，320円、2～3年生は24，550円である。
岡山県	備前市	○						○	22320		全学年
岡山県	瀬戸内市	○						○	25000		(5)補足事項に記載
岡山県	赤磐市	○			○	27310	26473				
岡山県	真庭市	○			○	22730	22095				
岡山県	美作市	○						○	25040※ 27310		※1年以外
岡山県	浅口市	○						○	22730		
岡山県	和気町	○						○	22730		
岡山県	早島町	○						○	22730		
岡山県	里庄町	○						○	22730		
岡山県	矢掛町	○			○	22730	21686				
岡山県	新庄村	○								○	教材費全額補助
岡山県	鏡野町	○						○	※		1年生:22,730円 他:25,000円
岡山県	勝央町	○			○	22740	22740				
岡山県	奈義町										
岡山県	西粟倉村	○						○	26810		
岡山県	久米南町	○						○	22730		
岡山県	美咲町	○						○	22730		
岡山県	吉備中央町	○			○	22730	22730				
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○						○	22730		

都道府県	市区町村	新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	27	0	0	8	8	8	19	19	0	0
岡山県	岡山市	○						○	63000		
岡山県	倉敷市	○						○	63000		
岡山県	津山市	○						○	63000		
岡山県	玉野市	○						○	63000		
岡山県	笠岡市	○						○	63000		
岡山県	井原市	○						○	63000		
岡山県	総社市	○			○	63000	39393				
岡山県	高梁市	○						○	63000		
岡山県	新見市	○						○	57400		
岡山県	備前市	○						○	47400		
岡山県	瀬戸内市	○						○	63000		
岡山県	赤磐市	○			○	60000	24818				
岡山県	真庭市	○			○	63000	63000				
岡山県	美作市	○						○	63000		
岡山県	浅口市	○						○	63000		
岡山県	和気町	○						○	63000		
岡山県	早島町	○						○	63000		
岡山県	里庄町	○						○	63000		
岡山県	矢掛町	○			○	63000	44850				
岡山県	新庄村										
岡山県	鏡野町	○						○	63000		
岡山県	勝央町	○			○	60980	28768				
岡山県	奈義町	○			○	63000	63000				
岡山県	西粟倉村	○						○	47400		
岡山県	久米南町	○						○	63000		
岡山県	美咲町	○			○	60000	60000				
岡山県	吉備中央町	○			○	63000	63000				
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○						○	63000		

都道府県	市区町村	通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	11	10	10	0	0	0	1	1	0	7
岡山県	岡山市	○	○	57216							
岡山県	倉敷市	○	○	0							実績なし
岡山県	津山市	○	○	0							支給実績無し
岡山県	玉野市	○	○	39200							
岡山県	笠岡市										
岡山県	井原市	○	○	0							実績なし(必要と認めた場合)
岡山県	総社市	○	○	48115							
岡山県	高梁市	○	○	0							令和5年度実績なし
岡山県	新見市										
岡山県	備前市	○	○	0							実績なし
岡山県	瀬戸内市	○	○	0							(5)補足事項に記載
岡山県	赤磐市										
岡山県	真庭市	○	○	0							実績なし
岡山県	美作市										
岡山県	浅口市										
岡山県	和気町	○						○	80800		
岡山県	早島町										
岡山県	里庄町										
岡山県	矢掛町										
岡山県	新庄村										
岡山県	鏡野町										
岡山県	勝央町										
岡山県	奈義町										
岡山県	西粟倉村										
岡山県	久米南町										
岡山県	美咲町										
岡山県	吉備中央町										
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合										

都道府県	市区町村	修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	28	7	7	18	18	18	2	2	1	3
岡山県	岡山市	○			○	60910	55791				
岡山県	倉敷市	○			○	91635	56214				
岡山県	津山市	○	○	42838							
岡山県	玉野市	○			○	80000	65695				
岡山県	笠岡市	○			○	70000	51027				
岡山県	井原市	○	○	48540							
岡山県	総社市	○			○	75000	60197				上限の金額について，H28年度支払い額の最高値を基に設定
岡山県	高梁市	○			○	60910	59765				
岡山県	新見市	○			○	57290	57290				
岡山県	備前市	○						○	57590		
岡山県	瀬戸内市	○			○	60910	60676				
岡山県	赤磐市	○	○	64535							国外時のみ:上限適用
岡山県	真庭市	○			○	60910	60800				
岡山県	美作市	○						○	60910		
岡山県	浅口市	○			○	62000	62000				
岡山県	和気町	○	○	66035							
岡山県	早島町	○	○	49090							
岡山県	里庄町	○			○	60910	57896				
岡山県	矢掛町	○			○	60910	41885				
岡山県	新庄村	○								○	修学旅行費全額補助
岡山県	鏡野町	○	○	70050							
岡山県	勝央町	○	○	62400							
岡山県	奈義町	○			○	60910	52000				
岡山県	西粟倉村	○			○	80000	80000				
岡山県	久米南町	○			○	60910	60910				
岡山県	美咲町	○			○	60910	57769				
岡山県	吉備中央町	○			○	44668	44668				
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合	○			○	70000	63140				

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
28	28	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0
岡山県	岡山市										
岡山県	倉敷市										
岡山県	津山市										
岡山県	玉野市										
岡山県	笠岡市										
岡山県	井原市										
岡山県	総社市										
岡山県	高梁市										
岡山県	新見市										
岡山県	備前市										
岡山県	瀬戸内市										
岡山県	赤磐市	○			○	8800	8028				
岡山県	真庭市										
岡山県	美作市										
岡山県	浅口市										
岡山県	和気町										
岡山県	早島町										
岡山県	里庄町										
岡山県	矢掛町										
岡山県	新庄村										
岡山県	鏡野町										
岡山県	勝央町										
岡山県	奈義町										
岡山県	西粟倉村										
岡山県	久米南町										
岡山県	美咲町										
岡山県	吉備中央町										
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合										

都道府県	市区町村	オンライン学習通信費										(2)補足事項	6. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
28	28	9	0	0	6	6	6	3	3	0	0	13	2
岡山県	岡山市												
岡山県	倉敷市											学用品費には、通学用品費（中1除く）及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含めているため、支給平均額は学用品費の欄へそれらを含めた平均額を記入している。	
岡山県	津山市												
岡山県	玉野市												
岡山県	笠岡市												
岡山県	井原市												
岡山県	総社市	○			○	14000	10225					通学用品費：1年生を除く 校外活動費（宿泊を伴うもの）について，H27年度支払い額の最高値を基に設定。 修学旅行費について，H28年度支払い額の最高値を基に設定。 オンライン学習通信費は令和5年度に新設。	
岡山県	高梁市	○			○	14000	13735						
岡山県	新見市											・学校給食費については、原則別事業で100%相当を支給。一部事業対象外の者には、保護者実費の85%を支給している。 ・医療費については、学校保健法施行令第7条に規定する疾病の治療に要する経費（医療保険の自己負担分）を支給している。 　該当する病名 【トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、慢性副鼻腔炎、アデノイド、齲歯、寄生虫病（虫卵保有を含む）】	
岡山県	備前市											学用品費と通学用品費で一定額にしています。また、1年生と2年生以上で金額が変わります。通学費は全額です。学校給食は、単価×実施回数の実費額です。	就学援助費については、要保護児童生徒援助費補助金の基準額を参考に設定してきたため、来年度予算策定時に単価の見直しを予定している。しかしながら、市独自で学校給食費の無償化及び学用品費の納付免除、小学校就学予定者への通学かばんの支給など実施しているため、単に国の基準額に合わせるだけではなく、給付額の減額を検討する予定。
岡山県	瀬戸内市											「学用品費」については、月ごとの一定額の支給で、1年生と2年生以降で額が異なる。 　支給額の多い2年生以降を入力している。（学用品費に通学用品費を足し上げた金額） 「通学費」「医療費」については実績なし。（遠距離通学補助金、こども医療費助成制度により支援があるため）	
岡山県	赤磐市											医療費は申請なし	
岡山県	真庭市	○			○	14000	13611						
岡山県	美作市											2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）について、学用品・通学用品・校外活動費（宿泊を伴わないもの）をまとめて支給している。	
岡山県	浅口市											支給平均額は令和6年度予算に計上した単価	
岡山県	和気町	○						○	14000			和気町では乳児医療を優先している為、実績はありません。	
岡山県	早島町	○						○	14000				
岡山県	里庄町												
岡山県	矢掛町	○			○	14000	13336					医療費については、規則により交付対象としているが、小児医療制度により実績の見込みはない。	
岡山県	新庄村												
岡山県	鏡野町												
岡山県	勝央町	○						○	14400			校外活動費について、実績なし。	
岡山県	奈義町	○			○	24000	24000						
岡山県	西粟倉村												
岡山県	久米南町											中学校の校外活動費については「実績なし」	本町においては、児童及び生徒数が少ないため、一人当たりの修学旅行費が割高となり、 援助額の上限を上回っている。今後もその傾向が続くことが予測され、保護者の負担軽減について検討を始める必要を感じている。
岡山県	美咲町												
岡山県	吉備中央町	○			○	14000	14000					学校給食費：令和2年度途中より公立学校において無償化になる	
岡山県	岡山県笠岡市矢掛町中学校組合												